

人権アラカルト

すべての人が、幸せになる権利を持っています。
人権について、身近なこと、小さなことから、始めませんか？

歴史や自然の継承を考えながら

新型コロナウイルスの収束の兆しを受け、感染症の対策も大幅に緩和される中、世界的に旅行者の数が増え、日本にもたくさんの外国人観光客が訪れるようになりました。このまま元通りの生活が取り戻されることを切に願ってやみません。

さて、日本にはたくさんの観光地がありますが、特に人気が高いのは、世界遺産となっている場所です。

世界遺産に登録されるためには、とても厳しい基準があり、政府や国際機関によっていくつもの手続きがあります。しかも、審査を行う世界遺産委員会は1年に1回しか開催されず、一つの国から申請できるのは一つの遺産だけというルールもあるほどです。ですから、そんな場所を一度は訪れてみたいと思う人もたくさんいると思いますが、身体に障害がある人、例えば車椅子利用者にとっては訪問して自由に見学することは難しい現状があります。

というのも、姫路城の天守閣に登るエレベーターはありませんし、屋久島の林道は舗装されていません。これらを整備すると、世界遺産登録の条件となる「顕著な普遍的価値」が失われると判断され、世界遺産登録が削除されてしまうというのです。

現在、国の特別史跡である名古屋城天守閣の木造復元事業のバリアフリー化についても意見が分かれ、「史実に忠実な復元」という歴史的な価値と、多くの方が観光資源を楽しめるような「合理的配慮」のどちらを優先するか議論が続いています。

この「合理的配慮」とは、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を求められた場合、負担が重すぎない範囲で対応することです。

障害者差別解消法（平成28年施行）では、「障害は社会の側にある」と捉え、障害者への対応は、障害者自身や家族が対応しなければならない「医学モデル」から、社会が障害を取り除く「社会モデル」へと変化しています。この素晴らしい歴史的建造物や世界遺産を保存し続けながら、そしてだれもが平等にそれらを体感できるようにするためにはどうしたらいいのかを、障害のある人もない人も社会全体で一緒に考えていければと思います。

